

古 産 商 号
令和6年2月21日

北海道知事 鈴木直道様

古平町長 成田昭彦

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和6年（2024年）2月6日付け環境第1125号にて照会のあった
標記の件について、別紙「意見書」のとおり回答いたします。



商工観光係
担 当：主事 山口友里衣
電 話：0135-48-9840（内線237）
F A X：0135-42-3583
E-Mail：shoukankou.sct@town.furubira.lg.jp

意見書

1. 「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」について、記載された内容については、おおむね妥当であると判断する。今後は北海道知事意見並びに経済産業大臣の勧告を反映した内容に基づき、調査、予測、評価を適切に実施すること。また、調査、予測、評価の結果、各環境項目について重大な環境影響が懸念される場合には、環境保全措置等の検討により、環境影響の回避又は低減に努めること。

2. 今後の事業計画の検討にあたっては、関連法令並びに関係機関の指導及び助言等に基づき、適切に対応すること。

3. 環境アセスメント手続き並びに事業計画検討の進捗を踏まえ、地元住民や関係機関等に対して適切に情報共有を図り、事業に対する理解の促進に努めること。また、環境影響に対する地域住民の懸念等に対しては、今後実施される環境影響評価の結果並びに国等により調査・研究されている最新の知見等も踏まえ、正確かつ分かりやすい情報発信に努めること。

仁 住 号
令和 6 年 2 月 22 日

北海道知事 鈴木直道様

仁木町長 佐藤聖一郎



「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」に対する意見について (回答)

令和6年2月6日付け環境第1125号で照会のありました「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」について、下記のとおり回答します。

記

- 1 方法書の対象となっている北部エリア (古平・余市エリア) について、地域住民の理解が十分に得られるよう、環境への影響を積極的かつわかりやすく説明するとともに、住民からの意見や要望に対しては誠意をもって対応し、合意形成に努めてください。
また、図書の作成に当たっては、図画及び図表の記載並びに平易な解説などを用い、地域住民にとって理解しやすい図書となるよう努めてください。
- 2 方法書に示す景観について、当地特有の風景は、住民にとっては「誇り」や「愛着」を育み、訪れる人にとっては大きな「魅力」を感じさせ、地域の価値を高めることができる地域資源です。
方法書に記載された眺望点はもとより、地域が日常大切にしている景観も含めて適切な調査、予測及び評価を行うことを求めます。
本町の果樹観光農園やワイン事業者にとって自園地からの眺望も資産のひとつであると考えます。フォトモンタージュ法等によって眺望景観への影響について、きめ細かな説明ができるよう配慮を求めます。
- 3 この度の方法書において対象外とされた、南部エリア (仁木エリア) について別事業で検討することが示されましたが、当地域は古くから「福祉の里」「共に生きるまちづくり」を掲げ、特段の配慮を必要とする住民とともに共生の地域づくりが行われているところです。
地域住民が不安を抱いている今の状況にあっては、南部エリアでの事業化について、好ましいものとは考えておりません。

(住民環境課環境衛生係)

余 政 商 号
令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道 様

余市町長 齊藤啓輔

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和6年2月6日付け環境第1125号において意見照会のありました「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 本事業について地域住民の理解が十分に得られるよう、引き続き丁寧な説明と誠意ある対応をすること。なお図書の作成に当たっては、図画や図表の記載並びに平易な解説などを用い、地域住民にとって理解しやすい図書とすること。
2. 本事業により発生する低周波音（超低周波音を含む）や風車の影（シャドーフリッカー）による健康被害について、地域住民より不安の声が寄せられていることから、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れ適切に調査及び評価を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることにより、地域住民の生活環境に対する影響を回避又は十分に低減し、地域住民の理解を得ること。
3. 自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害することのないよう引き続き十分に検証すること。
4. 森林の伐採については極力最小限とするよう配慮するとともに、バードストライクなど動植物及び生態系への影響について適切な方法で予測及び評価を実施し、可能な限り影響を低減すること。
5. 事業区域及びその周辺には、複数の河川が存在しており、水道用水の水源となっている河川に影響を及ぼす可能性もあり、工事に伴う水環境への影響及び地形の改変により発生する可能性のある水の濁りや土砂災害を想定の上、十分に検証し影響を回避すること。
6. 自然エネルギーは地域資源であり、それらを活用した再生可能エネルギー発電事業についても地域で消費されることが原則的に望ましいことから、効果的な電力の地産地消方法を確立すること。
7. 発電所が立地している価値を地域が享受できるよう、災害時における電力供給体制の構築や地域貢献策について実施すること。
8. 事業終了後の発電設備撤去及び処分の適切な実施のため、当該設備撤去後における跡地（撤去のために整備する作業用道路などを含む）への植林など、事業区域を原状に復するための方法等について調査、予測及び評価をすること。

以上

環境生活部環境局環境政策課
- 6.3. - 1 収受
第 731-2号